

# 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査委託業務 仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

本業務は、多目的屋内施設に関連する現行の計画、調査結果、関連施設の利用状況、今後の施策などの把握・整理・分析を行った上で、本市に求められる施設の基本コンセプト、フロアサイズ、観客席数や施設の集約化や複合化の効果など、本市の目指すべき多目的屋内施設の規模・機能の検討を進め、整備の方向性を示す基礎調査を実施するものである。

### 第2節 業務委託名称

多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査委託業務

### 第3節 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月19日（金）までとする。ただし、中間報告については令和2年9月上旬、「多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（案）」の提出については令和2年11月30日（月）までに行うこととする。

### 第4節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実行するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、本市と協議の上これを定めるものとする。

### 第5節 関係法令

受託者は、本業務の実施にあたり、次に示す事項及び関係する諸法令を遵守するとともに、その他関連する通知、通達等に従うものとする。

1. 建築基準法
2. 都市計画法
3. 都市公園法
4. その他必要な法律、条例及び規則等

### 第6節 守秘義務

受託者は本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

### 第7節 関係官公署との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合には誠意を持ってこれにあたるものとする。

### 第8節 資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集や調査、データ整理等は原則として受託者が行うものとするが、現在本市が所有しているもののうち貸し出しが可能な資料・記録等については、貸与する。なお、貸与された関係資料等については使用后、速やかに返還しなければならない。

## 第9節 打合せ及び議事録

受託者は、業務着手時及び履行期間中に必要に応じて協議打合せを行い、その議事録を本市に提出しなければならない。

## 第10節 疑義

本仕様書に定める事項において疑義が生じた場合は、本市に照会し、本市の意向を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

## 第11節 提出書類

受託者は本業務の着手時、中間時及び完了時にあたっては、次の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度承諾を得なければならない。

### 1. 着手時

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者・担当技術者届（経歴書）

### 2. 中間時

- (1) 中間報告書（前提条件の整理・分析を行い、基本コンセプト（案）の作成）
- (2) 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（案）  
（第2章 第1節 6.（2）のパブリックコメント以外をまとめ、報告書（案）を作成）

### 3. 完了時

- (1) 完了届
- (2) 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（完成版）  
（「多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（案）」に豊橋市議会及びパブリックコメントにより聴取した意見を加える業務を令和3年3月19日（金）までに実施し、完成版を作成）
- (3) 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（概要版）

## 第12節 工程表

受託者は、業務遂行上その工程に変更が生じた場合はただちに変更工程表を提出し、本市と協議し承認を受けなければならない。

## 第13節 検査及び引渡し

受託者は、業務完了後すみやかに完了届を提出し、本市の検査を受けなければならない。業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品を納入すること。

## 第14節 成果品の提出

次に掲げる成果を提出し、提出された成果品はすべて本市に帰属するものとする。

### 1. 中間報告書

中間報告書については正本1部、副本50部（A4版カラー刷り、ホチキス止めで可）、電子データ1式を令和2年9月上旬までに納品すること。

2. 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（案）

多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（案）については正本1部、副本50部（A4版カラー刷り、ホチキス止め可）、電子データ1式を令和2年11月30日（月）までに納品すること。

3. 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（完成版）

多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（完成版）については正本1部、副本50部（A4版カラー刷り、製本されたもの）、電子データ1式を令和3年3月19日（金）までに納品すること。

4. 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（概要版）

概要版については正本1部、副本50部（A4版カラー刷り、ホチキス止め可）、電子データ1式を令和3年3月19日（金）までに納品すること。（頁数は協議によるものとする。）

5. 議事録、その他本業務で作成した資料 一式

上記のうち、電磁的記録（ワード・エクセル・PDF形式）で提供可能なものは納入すること。

## 第2章 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査委託業務内容

### 第1節 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書の作成

多目的屋内施設の検討にあたり、以下の前提条件の整理・分析、基本コンセプト、施設規模・機能、豊橋公園の整備内容・範囲、周辺交通環境への影響分析、意向調査、整備の方向性について、必要な事項の検討を行うこと。

#### 1. 前提条件の整理・分析

##### (1) 関連計画・調査結果の把握

豊橋のまちづくりを背景とした新アリーナを核としたまちづくり基本計画等の関連計画、スポーツ施設のあり方調査結果を把握する。

##### (2) 防災面での活用について

豊橋市地域防災計画における計画敷地の位置づけを把握する。また、豊橋公園内の各スポーツ施設の災害対応時の役割などを整理し、防災面における想定する多目的屋内施設の期待される役割について分析する。

##### (3) 関連施設の利用状況などの実態把握

総合体育館、地区体育館、豊橋公園内の武道館などのスポーツ施設、その他の関連施設の利用状況等を把握する。

##### (4) 豊橋公園敷地及び周辺地域の現状把握

法的な規制状況の把握、整理に係る資料調査及び現地調査をするとともに、既存敷地周辺の状況を把握する。（インフラの整備・道路交通状況を含む）

##### (5) 今後の施策・調査等の動向

令和2年度策定予定の第6次豊橋市総合計画、豊橋市公共施設総合管理方針（個別計画）、Bリーグライセンスの施設基準などの動向を把握する。

## 2. 基本コンセプトの検討

多目的屋内施設の検討にあたり、次に掲げる視点から基本コンセプトを検討すること。

- (1) スポーツを「する」・「観る」・「支える」環境の整備
- (2) 地域経済の活性化とまちなかのにぎわい創出
- (3) 魅力ある都市公園及び防災拠点としての整備
- (4) 公共施設の適正規模・適正配置
- (5) 民間の持つ資金やノウハウの活用
- (6) その他、受託者の提案による。

## 3. 施設規模・機能の検討

### (1) 多目的屋内施設のフロアサイズの検討

現在及び将来の市民ニーズを踏まえ、本市にとって適正なフロアサイズ、観客席数を検討する。

### (2) 機能集約化の検討

機能を集約化する対象となる施設を検討する上で、対象施設の現状の利用圏域を考慮して選定するものとし、集約化した場合の効果を検討する。なお、集約化の検討を行う対象施設は武道館などのスポーツ施設やメインアリーナの多目的利用を踏まえたものとする。

### (3) 想定施設規模・機能の検討及び概算工事費の算出

- (ア) 本計画において必要となる機能・諸室の抽出を行う。
- (イ) 必要諸室の利用内容を想定し、必要規模の概略設定を行う。
- (ウ) (3) (ア)、(イ) をもとに階構成を含めた機能図を示す。
- (エ) 想定する施設規模・機能から概算工事費を算出する。

### (4) Bリーグライセンスの施設基準及び民間資金活用について

(3) で求めた想定する施設規模・機能とBリーグライセンスの施設基準を比較・整理を行い、不足する機能、それに伴う施設整備費用、民間資金の活用の手法について検討を行う。

## 4. 豊橋公園の整備内容・範囲の検討

前提条件、想定施設の規模・機能の検討結果を踏まえて、豊橋公園における施設整備内容・事業範囲の方針を検討する。また、想定とする多目的屋内施設の位置も含めた豊橋公園内の整備内容を示した概略図（配置図）を示す。

## 5. 周辺交通環境への影響分析

想定する規模・機能の多目的屋内施設を整備した場合に、想定されるイベント時における来訪者の経路・手段を踏まえた周辺道路（交差点）の交通量の変化を予測し、敷地の出入口や駐車場等の設計条件の立案に必要な交通量調査を行い、その結果に対する分析を行う。（交差点の位置、数は協議によるものとする。）

また交通量調査の分析結果より、イベント時、平常時、及び災害時における課題の抽出、整理を行い、対応策の提案を行う。

ただし、駐車場整備の考え方については、「新アリーナを核としたまちづくり基本計画」に従い実施する。

## 6. 意向調査

### (1) アンケート調査

想定される利用者へアンケート調査を行い、利用者の要望確認や問題点の把握を行い、結果の集計・整理を行う。

### (2) パブリックコメント

「本計画の検討」に対する要望などについて、広く意見を募集し、結果の集計・整理を行う。

## 7. 整備の方向性の検討

アンケート調査や関係者ヒアリングなどの結果を踏まえて、本施設及び豊橋公園の目指すべき整備の方向性を検討する。

## 第2節 庁内検討会議への支援

多目的屋内施設整備にあたり、必要に応じ、庁内の関係部局で構成する庁内検討会議に出席し、オブザーバーとして専門的見地から助言・支援を行うこと。

## 第3節 その他

施設周辺の住民への説明資料及び庁内検討会議等で必要となる資料の作成について、市への支援を行うこと。